

特別控除について

次の①②の「控除の種類」にあてはまる場合は、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

①「申込世帯の合計所得金額」から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
ア 老人扶養控除	1人につき10万	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方
イ 特定扶養控除	1人につき20万	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の方
ウ 障害者控除	1人につき27万	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている方
エ 特別障害者控除	1人につき40万	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている方

②特別控除を受けられる方に所得があるとき、「その方の所得金額」から控除できるもの

(ただし、その方の所得が特別控除金額に満たない場合は、その所得金額のみ控除できます)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
オ 寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生別が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性 (1の「扶養親族・子」のいない方もあてはまりますが、離婚した場合は除きます)
カ 寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 ・生計を一にする子(年間所得金額が38万円以下であること)を有し、かつ年間所得金額が500万円以下の男性

- (注)・エの特別障害者控除を受ける方は、ウの障害者控除を合わせて受けることはできません。
 ・オの老年者控除を受ける人は、カの寡婦控除またはキの寡夫控除をあわせて受けることはできません。
 ・表中の「70歳以上の方」「16歳以上23歳未満の方」及び「65歳以上の方」については、募集時期により異なります。詳しくは、募集センター・公社審査係までお問い合わせください。